

滋賀・体験の日

令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待して44年ぶりに滋賀県で開催されます。

これらの事業を、積極的に体験してみませんか？

令和7年2月
滋賀県教育委員会

「滋賀・体験の日」とは

「滋賀・体験の日」とは、生徒が「大阪・関西万博」または「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の会場に行ってみ学（観戦）することを企画し、実行することができる日です。

「滋賀・体験の日」を取得して「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」に参加する場合は、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとし、平日に参加する場合でも欠席とはなりません。「滋賀・体験の日」は、1日単位で年間最大3日まで取ることができます。

「滋賀・体験の日」届け出の流れ



1 計画を立てる

- ・「滋賀・体験の日」の計画を立てる。

2 届け出る

- ・学校から示された方法で、学校に届け出る。→ 学校が承認。

3 滋賀・体験の日

- ・生徒が、「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」いずれかを見学・観戦する。

4 振り返る

- ・見学・観戦することで、学んだことについて報告書を作成し、学校に提出する。

ご留意いただきたいこと

- 年に3日まで取ることができます。生徒のみでの参加もできることとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- 「滋賀・体験の日」を取ることで受けられなくなる授業内容の補習は、ありません。
- 事前（原則1週間前まで）に学校へ届け出る必要があります。
- 届け出た内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- 振り返りの報告書が提出されない場合には、欠席扱いとなります。
- 学校によっては、行事などの教育活動のため、「滋賀・体験の日」を取ることができない日がありますので、各学校のルールを確認してください。
- 定時制課程の生徒が、「滋賀・体験の日」を取得する場合、給食の扱いについては、その生徒が在籍する学校の出席停止・忌引き時の扱いに準じます。



Q&A

Q1 滋賀県は、どうして「滋賀・体験の日」を作ったのですか。

A1 令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待されます。いずれの事業も、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加しやすくなるように作られました。

Q2 「滋賀・体験の日」を連続して取ることは可能ですか。

A2 連続して取ることは可能です。

Q3 「滋賀・体験の日」を半日単位や1時間単位で取ることは可能ですか。

A3 「滋賀・体験の日」は1日単位での取得となりますので、半日単位や1時間単位で取ることはできません。

<お問い合わせ先/情報>

■ 制度全般に関すること

滋賀県教育委員会事務局 高校教育課 077-528-4575

■ 届け出等に関すること

各学校にお問い合わせください。